

京都市災害救助基金条例（令和2年3月30日京都市条例第46号）（行財政局防災危機管理室）

令和2年4月1日に災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市の指定を受けるに当たり、同法第22条の規定に基づき災害救助基金を設置することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 災害救助法による救助（以下「救助」という。）に要する費用の支弁に必用な財源に充てるため、同法第22条の規定に基づき京都市災害救助基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 予算をもって定める金額及び基金の設置目的のための寄付金を基金に積み立てる。
- 3 救助に要する費用等の支弁に必用な財源に充てる場合に限り、基金を処分することができる。

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

京都市災害救助基金条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第46号

京都市災害救助基金条例

(設置の目的)

第1条 災害救助法（以下「法」という。）第21条第1項各号列記以外の部分に規定する費用の支弁に必要な財源に充てるため、法第22条の規定に基づき京都市災害救助基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 次に掲げるものは、基金として積み立てるものとする。

- (1) 予算をもって定める金額
- (2) 前条の目的のための寄付金

(繰替運用)

第3条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第4条 基金は、次に掲げる費用の支弁に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 法第18条各項の規定により支弁する費用
- (2) 法第19条の規定による補償に要する費用
- (3) 法第20条第1項の規定による求償に対する支払に要する費用（同条第4項の規定による求償に対する支払に要する費用を含む。）
- (4) 法第27条に規定する管理に要する費用

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局防災危機管理室)